第九条　主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1　一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対してこれらの価値の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合又は当該団体の資産の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合に当該他方の当事国において租税を課することができることを規定する対象租税協定の規定は、

(a)　当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点においてこれらの割合の基準値を満たす場合に適用する。

(b)　当該対象租税協定の規定の適用を受けている株式又は権利に加えて、当該対象租税協定の規定の適用を受けていない株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）について、適用する。

2　1(a)に規定する期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する割合の基準値を満たすか否かを決定するための期間に代えて、又は当該期間を規定していない対象租税協定について、適用する。

3　締約国は、対象租税協定について、4の規定を適用することを選択することができる。

4　対象租税協定の適用上、一方の当事国の居住者が株式又は同等の持分（組合又は信託財産の持分を含む。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の当事国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の当事国において租税を課することができる。

5　4の規定は、一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対してこれらの価値の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合若しくは当該団体の資産の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によって構成される場合に当該他方の当事国において租税を課することができることを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

6　締約国は、次の権利を留保することができる。

(a)　対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(b)(a)　対象租税協定について、1(a)の規定を適用しない権利

(c)(b)　対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利

(d)(c)　1に規定する割合の基準値を満たすか否かを決定するための期間を含む1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利

(e)　株式以外の持分の譲渡に適用する1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利

(f)　5に規定する規定を含む対象租税協定について、4の規定を適用しない権利

7　6(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

8　4の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行った場合に限り、対象租税協定について適用する。この場合には、1の規定は、当該対象租税協定については、適用しない。締約国が6(f)の規定に基づく留保を付さず、かつ、6(a)の規定に基づく留保を付する場合には、当該通告には、5に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。全ての当事国が、7又はこの8の規定に従って対象租税協定の規定について通告を行った場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定が4の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十条　当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則

1　(a)　対象租税協定の一方の当事国の企業が他方の当事国内において所得を取得し、かつ、当該一方の当事国において当該所得が両当事国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(b)　当該一方の当事国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両当事国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の当事国内に存在したならば当該一方の当事国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、当該対象租税協定に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用されない所得に対しては、当該対象租税協定の他の規定にかかわらず、当該他方の当事国の法令に従って租税を課することができる。

2　1の規定は、1に規定する他方の当事国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

3　一方の当事国の居住者が取得する所得について1の規定に基づいて対象租税協定に基づく特典が与えられない場合においても、他方の当事国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が1及び2に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の当事国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

4　1から3までの規定は、一方の当事国の企業が他方の当事国内において両当事国以外の国若しくは地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられる所得を取得する場合に当該一方の当事国の企業に対して与えられる特典を与えないこと若しくは制限することを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

5　締約国は、次の権利を留保することができる。

(a)　対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b)(a)　4に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(c)(b)　4に規定する規定を含む対象租税協定についてのみ、この条の規定を適用する権利

6　5(a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定が1から3までの規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第十一条　自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用

1　対象租税協定は、当該対象租税協定の次の規定に基づいて与えられる特典を除くほか、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼすものではない。

(a)　一方の当事国の企業の恒久的施設の利得又は関連企業の利得に対して当該一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従って他方の当事国によって行われる当初の調整に対応するための調整を当該一方の当事国の企業に対して行うことを求める規定

(b)　一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国又は他方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体その他これらに類する機関に提供する役務に関して所得を取得する場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(c)　一方の当事国の居住者である個人が対象租税協定の要件を満たす学生、事業修習者若しくは研修員又は教員、教授、講師、指導員、研究者若しくは研究員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(d)　対象租税協定の規定に従って他方の当事国が租税を課することができる所得（対象租税協定の規定に従い他方の当事国内に存在する恒久的施設に帰せられる利得を含む。）に関して、一方の当事国の居住者について租税を控除し、又は免除することを当該一方の当事国に求める規定

(e)　一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(f)　一方の当事国の居住者が当該一方の当事国の権限のある当局又はいずれかの当事国の権限のある当局に対して対象租税協定の規定に適合しない課税の事案を検討することを要請することを認める規定